

四日市市告示第414号

四日市市テナント賃料減免等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年7月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市テナント賃料減免等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市テナント賃料減免等支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第334号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実績報告及び補助金の請求)</p> <p>第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和2年9月30日までに、四日市市テナント賃料減免等支援補助金実績報告書兼請求書（第9号様式。以下「実績報告書兼請求書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(実績報告及び補助金の請求)</p> <p>第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、<u>テナント等への賃料減免の実施後30日以内又は令和2年9月30日のいずれか早い日</u>までに、四日市市テナント賃料減免等支援補助金実績報告書兼請求書（第9号様式。以下「実績報告書兼請求書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

(商工農水部商工課)